

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：東京都公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺失物法 第17条（特例施設占有者）</li> <li>○ 遺失物法施行令 第5条第5号（特例施設占有者の要件）</li> <li>○ 遺失物法施行規則 第30条第1項（指定の取消し）</li> </ul>
<p>処 分 基 準：</p> <p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(2)に該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</li> </ul>
<p>問 合 せ 先：総務部会計課遺失物第一係 電話 03-3581-4321（内線22311）</p>
備 考：